

中小企業のための働き方改革セミナー ～2020年4月施行 改正労基法 直前対策～

主催：日本経済団体連合会

- ✓ 2020年4月から中小企業に対して施行される改正労基法のポイントを社労士が解説
- ✓ 働き方改革を先進的に推進する2社より、労働時間の削減、生産性の高い働き方を実現する取り組みを紹介

日時 2019年12月26日（木）13時～15時30分

場所 経団連会館5階パールルーム
(東京都千代田区大手町1-3-2)

参加費
無料

第一部 2020年施行 改正労基法等のポイント

北岡社会保険労務士事務所 北岡大介氏

『時間外労働の上限規制、医師の面接指導の強化
における中小企業の留意点』



第二部 働き方改革先進企業の取り組み

①カルテットコミュニケーションズ 代表取締役社長 堤大輔氏

『残業をしない企業文化を醸成するための具体的な取り組み方法』



②エムワン 代表取締役社長 村井俊之氏

『ワークライフバランスを実現する年休取得や、
スキルマップ作成の取り組み』



※12月18日（水）までにお申し込みください。

※お席に限りがございます。申し込みは先着順となりますので、お早めに申し込みください。

※参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

FAX番号：03-6741-0382

問い合わせ先：経団連 労働法制本部
電話番号：03-6741-0182

中小企業のための働き方改革セミナー 参加申込書

申込日： 月 日

必要事項をご記入の上、F A Xにてお申し込みください。
FAX番号：03-6741-0382

フリガナ	
氏名	
会社名	
所属・役職	
E-mail	
電話番号	

- ※12月18日（水）までにお申し込みください。
- ※当会から申込書の受領連絡は行いません。
申込書を送付いただいた時点で受付完了となります。
- ※先着順になります。定員が埋まり次第、受付終了となりますので
ご了承ください。
- ※当日は本申込書を受付でご提示いただきますようお願いいたします。